

令和4年10月28日

一般財団法人 有本積善社  
代表理事 有本圭志 様

舞鶴市長 多々見 良三

### 公開質問状について

本件については、この間、舞鶴市議会の本会議や委員会等において、市の考え方、これまでの経緯等について明らかにするとともに、6月18日、19日付け貴財団からの申し入れにも文書回答しております。

その上での10月11日付け公開質問状ですが、担当課が回答する実務的事項を除き、基本的事項について、私から従前と同じ内容となります、再度、回答いたします。

### 記

#### 1. 中継局設置に係る考え方について

平成26年6月2日、貴殿は、FMまいづるの開局に向けて「放送免許の申請手続きを行うにあたり、舞鶴市には、国への諸手続きを円滑に進めるため、国に対し要望書の提出をお願いしたい。」との申し出にお越しになりました。

私は、その際、貴殿の「行政の支援なく運営していくことが重要」とのお考えに賛同し、「FM局は災害時における情報伝達の有効な手段の一つとして使えると考えるが、市が防災のためにFM局を開設するのは負担が過大であり、さらに市が主体的に運営するものではないため、その運営費等についても多額の支援はできない。市としては、民間ベースで運営していただく中で、防災情報の発信に関する必要な費用を負担する程度と考える。」旨を申し上げました。その後、7月7日には、舞鶴市議会、舞鶴商工会議所とともに、国に対する要望書を提出、以降、開局に向け、西市民プラザへのスタジオ設置や五老ヶ岳公園への送信所設置等の協力をやってきたことは、ご承知いただいているものと存じます。

防災情報の発信については、平成27年6月の市議会定例会において、関係部長が「本市では、防災情報の伝達につきましては、防災行政無線やメール配信サービス等により行っているところですが、コミュニティFMにつきましても有効であると考えておりますので、開局後は、情報伝達手段の一つとして活用の検討をしてまいりたい。」と答弁、平成28年11月4日には、貴財団と「災害時における緊急情報の放送に関する協定」を締結、平成29年12月の市議会定例会においては、関係部長が「FMまいづるは、迅速かつ的確に防災情報を伝達す

る手段として大変効果的であると認識いたしております。加佐地域、大浦地域には、FMまいづるの難聴の地域がございます。市といたしましては、まずは、その解消に向け、検討をしてまいりたいと考えております。」と答弁したところであります、市としての考え方、現在までの課題解決に向けた取り組みの進め方は、一貫していることをご理解いただけるかと存じます。

市といたしましては、即時の避難が求められる高浜発電所のPAZや津波想定の沿岸地域を有する大浦地域、度々浸水被害を受けてきた由良川沿川等の加佐地域は、FMまいづるの難聴エリアにあったことから、経済産業省の「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」を活用した本市事業「地域の魅力発信等向上事業」の中で、難聴エリア（大浦地域、加佐地域）の解消に取り組むことといたしました。本事業の実施によりまして、現在、空山中継局へは無線回線で、加佐中継局へは有線回線を利用して、FM放送データを送信する体制が構築され、当初の目的である両地域の皆様の安全、安心に大きく寄与するFM放送による防災情報の伝達が可能となりました。「自らの命は自らが守る」、「自分達の地域は自分達が守る」という「自助」や「共助」の取り組みを支援するため、「公助」の役割となる防災情報伝達の手段の一つとして、貴財団の協力を得て、より迅速、より的確、より確実に、分かりやすく、緊急情報が提供できるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

## 2. 加佐中継局への放送データの送受信について

中継局への放送データの送受信について、基本設計においては、無線電波が到達しやすい見通しの良いスパンは無線回線による構成、見通しの悪いスパン是有線回線による構成という考え方のもと、加佐地域については、五老ヶ岳送信所から見通しが効かず、自ずと、基本設計の段階では「有線回線での整備」が適切となっていたと報告を受けております。

しかしながら、貴財団におかれでは、新聞報道にもあったように「すべての災害に強い無線でやるのがベストであることは放送業界の常識」とのお考えからと思われますが、無線回線による送受信について、幾度か言及があり、要望があったとの認識のもと、市としても防災上の観点を考慮し、市の判断で、詳細設計の段階において、有線回線から無線回線での整備に変更して取り組むこととしました。予備免許の取得前であり、実際に電波を出すことができない状況のため、机上でのシミュレーションとなりましたが、現地視察も行い、岡田上地区の介護老人福祉施設であれば、送受信の可能性があると判断し、中継局として、この場所を選定しました。本市の地形を考えると、加佐地域のどこでも受信可能という状況は見込めませんでしたが、関係者が協力して、最善の方法を検討したと理解しています。

そのような中、当初（令和2年度）の介護老人福祉施設に中継局を設置する工事では、基準を満たす電波の送受信ができていないことが判明しました。令和3年度には、旧岡田上小学校に受信局を設置し中継局（介護老人福祉施設）に転送する工事を実施し、令和4年2月16日、17日、総務省への届け出に必要なデータを収集したところ、良好な電波の受信と良好な音声を確認し、その結果を総務省へ届けました。市では、これらを踏まえ、3月16日に工事完了とし、総務省から、3月18日、FMまいづるに放送免許交付となったことから、加佐中継局の設置事業のすべてを完了といたしました。

その後の無線回線による送受信の状況を継続して観測いたしますと、問題ない状態やうまく受信できない状態もあります。市では、整備済みの有線回線に加えて、無線回線においても、より良好な音声で防災情報を放送できるよう、その改善に向け取り組みを進めているところです。

### 3. 要望と認識した経緯について

貴財団もオブザーバーとして参加された平成30年度の基本設計においては、前述の通り、加佐中継局（候補地：旧岡田中小学校）については「有線回線での整備」の方向としていましたが、基本設計を終えた令和元年5月28日、貴財団から「旧岡田中小学校（有線回線による送受信）については合意したとは考えていない。既設送信所経由の無線回線が可能な場所（旧岡田由里テレビ送信所を例示）をさらに検討する必要がある。」とする文書コメントが提出されました。

さらに7月10日の協議では「旧岡田由里テレビ送信所（無線回線による送受信）の実現について再考を要望する。」、また9月19日の協議では「旧岡田中小学校が無線回線での運用が可能か机上検討して欲しい。」との発言がありました。

出席者の発言等記録内容について、貴財団にも確認した上で保管している資料から示しましたが、これ以外の場面でも、幾度か無線回線による送受信を示唆する同様の意見があったと担当者から聞き取り、この一連の意見を要望と認識しています。

市では、詳細設計の段階において再度検討する中で、有線回線から無線回線での整備に変更して取組む決定をいたしました。しかし、無線回線による送受信については、令和3年5月7日から13日にかけて実施した試験放送において、基準を満たす送受信ができていないことが判明しました。5月27日の協議において、堤茂副市長から貴殿に対し「加佐中継局は無線通信が難しい状況なので、有線でも止むを得ないと考えている。」等とする申し入れを行ったところ、5月28日、貴財団から「市が提案する有線回線とする余地は無く、あくまで無線通信システムの工事完成を目指す。」とする文書意見が提出されました。さらに6月11日には、貴財団から「光ケーブルへの設計変更に同意をした事実は無く、

あくまで無線通信システムの構築を要望するものです。」とするメール送信がありました。また6月18日の新聞報道では「市は、加佐地区については、有線で対応すると提案してきたが、電柱は地震で倒れる。すべての災害に強い無線でやるのがベストであることは放送業界の常識だ。」と貴財団が述べられたとあります。これらは、基本設計から詳細設計へ移行した際のやり取りではありませんが、貴財団の一貫した考え方であると認識しました。

以上が、当時の担当者からの聞き取りと併せて、市として、要望と認識した経緯です。

なお、貴財団は「当財団への責任転嫁を意図したものである。」とされていますが、この間、何度も申し上げておりますが、無線回線による整備は、あくまで市の責任において判断し実施したものであります。市は、一度も貴財団に責任を追及したことはありませんし、貴財団に責任を求める意図は全くありません。